

○世田谷区健康づくり推進委員会設置要綱

平成 18 年 7 月 1 日 18 世保企第 90 号

世田谷区健康づくり推進委員会設置要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、世田谷区健康づくり推進条例（平成 18 年 3 月世田谷区条例第 27 号）第 9 条に規定する世田谷区健康づくり推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 委員会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員 25 人以内をもって組織する。

- (1) 保健医療関係機関及び団体の者
- (2) 学識経験者
- (3) 地域保健について関係を有する区民及び団体の者
- (4) 関係行政機関及び区の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、区長が特に必要と認める者

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 委員会に会長及び副会長各 1 名を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(召集)

第 5 条 委員会は、会長が招集する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見若しくは説明を聴き、又はその者から必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第 7 条 委員会は、効率的な運営を図るため、必要に応じて専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから、会長の指名する委員をもって充てる。

3 部会員は、第3条に規定する委員のうちから部会長が指名した委員及び部会長が部の運営のために特に必要と認める者をもって組織する。

4 部会員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、部会員に欠員が生じた場合における補欠部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 部会長は、部会を招集し、部会の事務を掌理し、会議の経過及び結果を委員会に報告する。

6 部会長に事故があるときは、部に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。

7 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、世田谷保健所健康企画課において処理する。

(委任事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、保健所長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。